

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の継続を求める意見書

東日本大震災から3年が経過したが、今なお、岩手県、宮城県、福島県の多くの子どもたちが県内外の避難先での生活を余儀なくされている。本県においても、平成26年9月1日現在、被災3県から1,277人（幼稚園282人、小学校651人、中学校217人、高等学校120人、特別支援学校7人）の子どもたちが厳しい環境の中で避難生活を続けながら学んでおり、継続的な経済的支援を必要としている。

このような中、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用して、被災した子どもたちが学校で学ぶための諸経費及び通学費（スクールバスの諸経費を含む。）の補助や高校生に対する奨学金の貸与等の就学支援事業が実施されているが、これらの就学支援は子どもたちが安心して学ぶ上で必要不可欠なものとなっている。

しかしながら、就学支援事業の原資となる交付金については、国の予算措置が平成26年度までとされ、今後も引き続き支援を要する子どもたちが相当数見込まれるにもかかわらず、平成27年度以降の継続について明確にされていない。

よって、国においては、就学支援事業の原資となる被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を平成27年度以降も継続するとともに、所要の財源を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月8日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
文部科学大臣	下村博文殿
復興大臣	竹下亘殿

山形県議会議長 鈴木正法